

## 地下工作物撤去保留届出書

札文財第 10111 号

令和 3 年 12 月 15 日

(あて先) 札幌市長

## 届出者

住所 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

氏名 札幌市長 秋元 克広

(氏名は、法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号 011-211-2312

下記工事において、既設地下工作物の使用を中止致しますが、以下の理由により撤去が困難でありますので、既設地下工作物の撤去を保留したいので届出します。

将来、下記の理由が解消された場合には、既設地下工作物を撤去します。

また、既設地下工作物が撤去される前に、建築物等の所有者を変更する場合には、下記の内容を伝達し、この地下工作物撤去保留届出書を引き渡すこととします。

## 記

1. 工 事 名 さっぽろ芸術文化の館解体工事
2. 事 業 場 名 さっぽろ芸術文化の館
3. 所 在 地 札幌市中央区北 1 条西 12 丁目 1 - 1
4. 廃止工作物概要 (別添 1)
  - ①井戸配管 (300φ・83m、300φ・88m)
  - ②地下構造躯体 (地下 1 階駐車場、ファンルームのコンクリート壁等)



撤去が困難な理由

① 井戸配管（2か所）

井戸は鋼製のケーシング 300φ、GL から約 90mの深さがあります。（別添 2）

解体工事受注者との協議の結果、引き抜きを行った場合、途中で折れる可能性が極めて高いとの見解が示され、全てを引き抜くことができないとの判断に至りました。

また、井戸周囲を掘削し、深さ 90mの鋼製ケーシングを露出させた上で撤去する方法も検証しましたが（別添 3）、隣接道路及び街区が掘削範囲になることや、掘削深度が深く土留めの強度が不足するため土留めを設置することが出来ないことにより、当該方法による撤去も不可能との結論に至っております。

さらに、地中深さ 5.5m以深は、地下水により浸水しているため（別添 1）、撤去せず残置することとします。

② 地下構造躯体（2か所）

敷地の南東および南西角の地下構造体（別添 1）は、道路境界線の隅切り部（別添 4）にほぼ接している状態であるため、これらを撤去するためには、歩道部を掘削し土留めを設置する必要があります。しかしながら、当該歩道は、札幌市の「道路の掘削規制」の制限の対象となっており（別添 5、6）、土留めを設置することが出来ません。

また、隅切り部付近の地中部に電力配線、上水管が埋設されており（別添 7）、土留めを設置するにあたり損傷させる恐れがあるため、撤去せず残置することとします。

担当：市民文化局文化部文化財課 坂本・澁谷

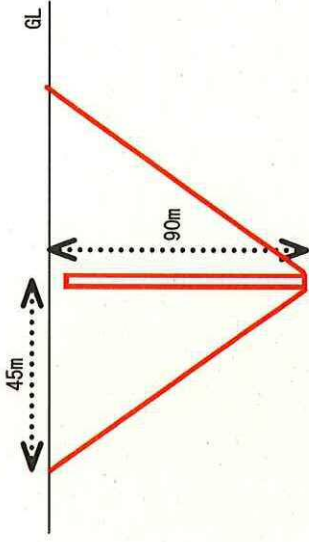
電話：211-2312 FAX：218-5157





①井戸周囲を広く掘削し、配管を撤去する方法

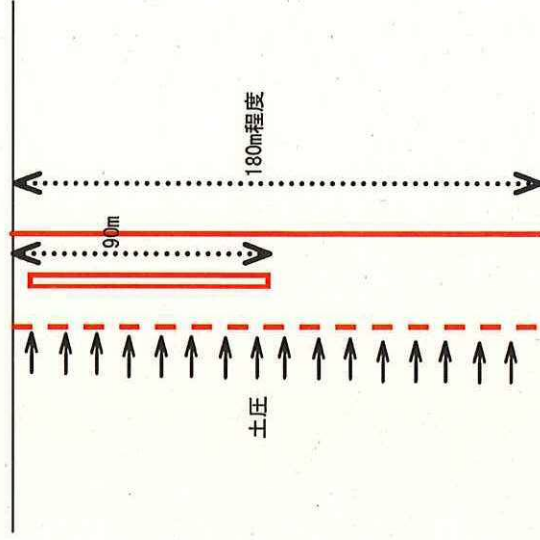
・土質によるが、少なくとも60°程度で周囲を掘削することが必要



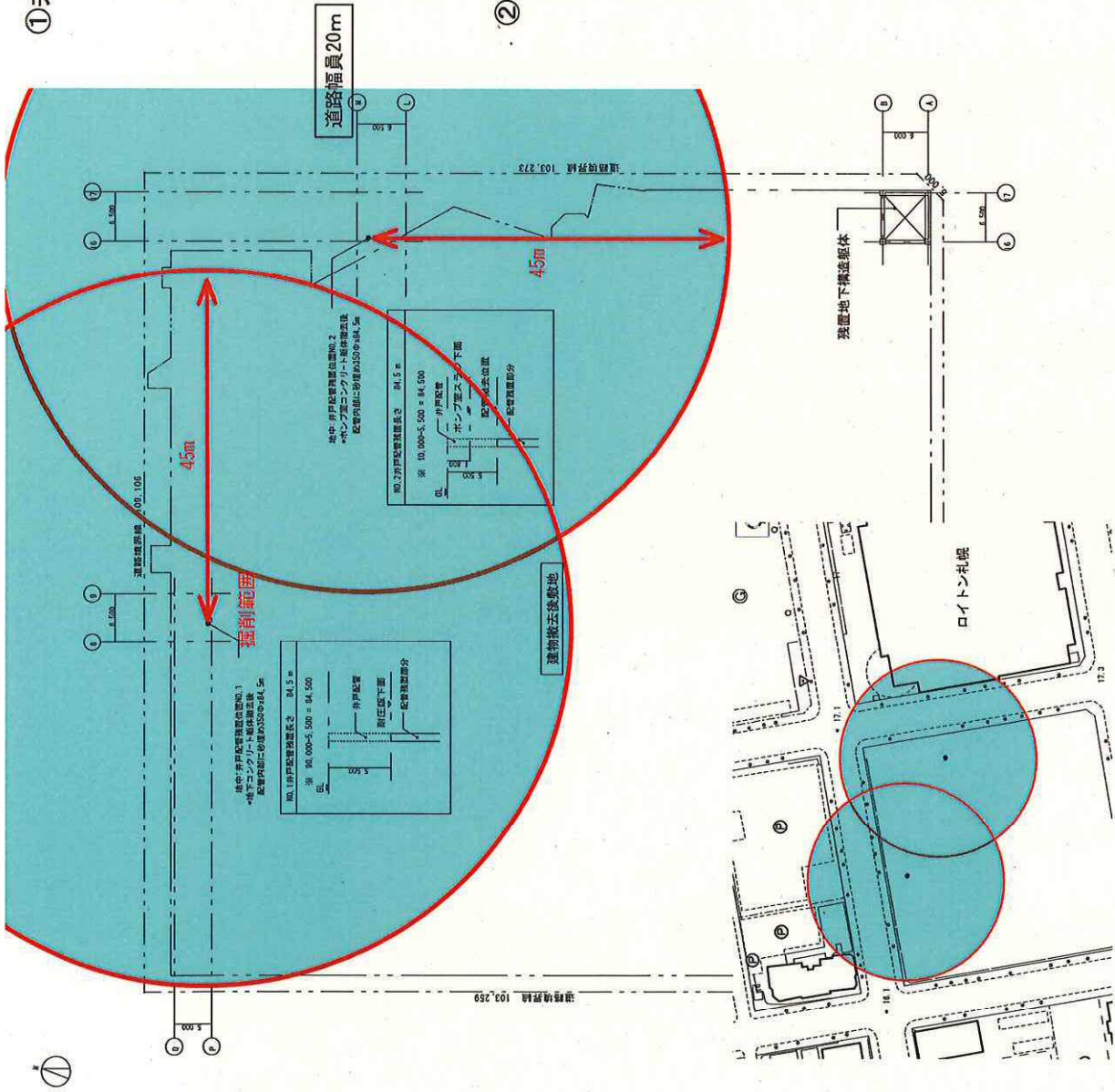
⇒隣接道路や向かいの街区まで掘削する必要が生じるため不可

②井戸周囲に土留めを打って掘削し、配管を撤去する方法

・土留めの安定化のため、掘削深の倍程度まで打ち込みが必要



⇒10~20m程度の土留めを打ち続け必要が生じるが、打ち継ぎ部が土圧に耐えられず崩壊してしまうため不可

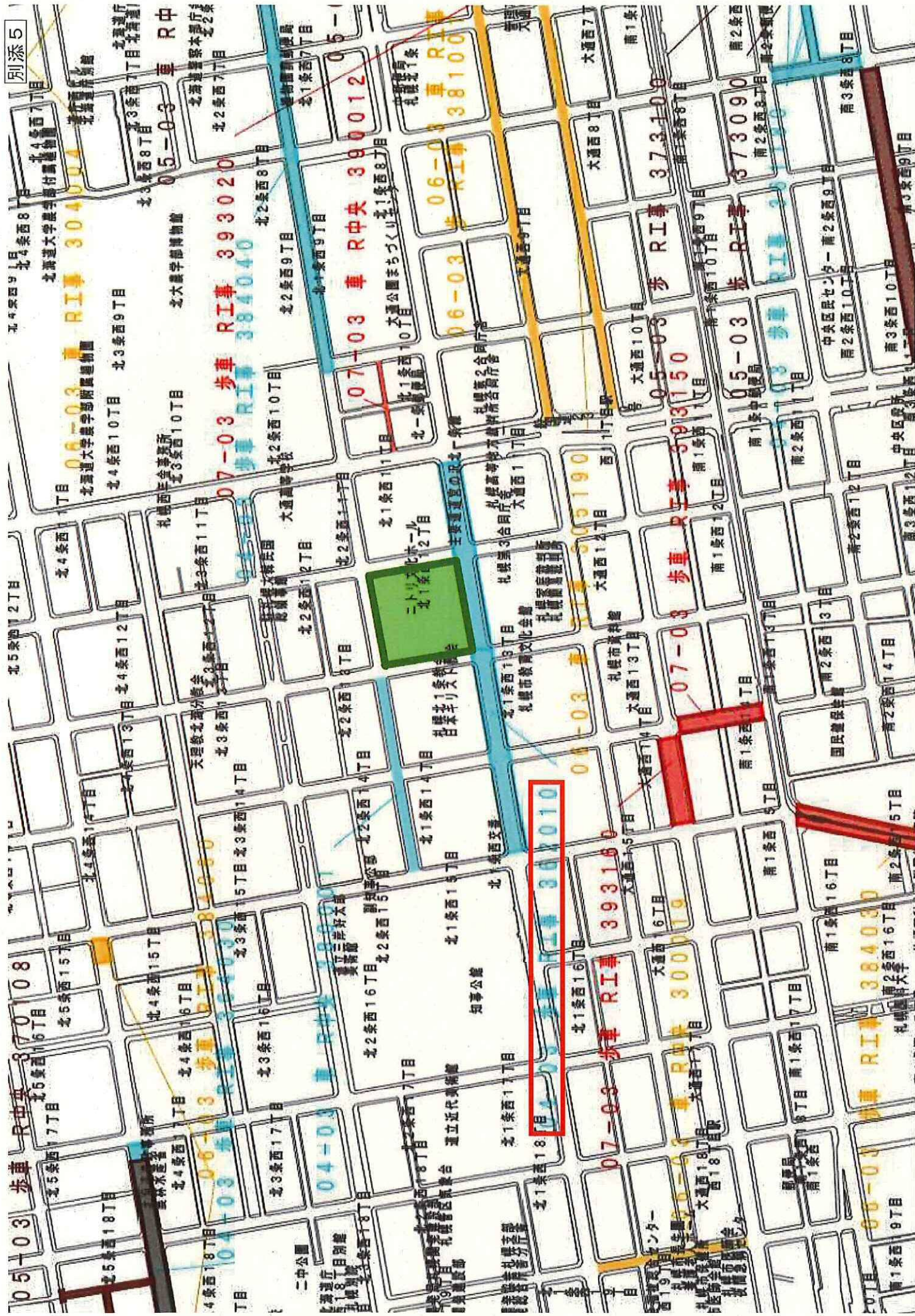




敷地南東部



敷地南西部



別添5

05-03 歩車 R中

北5条西18丁目

北5条西17丁目

北5条西16丁目

北5条西15丁目

北5条西14丁目

北5条西13丁目

北5条西12丁目

北5条西11丁目

北5条西10丁目

北5条西9丁目

北5条西8丁目

北5条西7丁目

北5条西6丁目

北4条西18丁目  
北4条西17丁目  
北4条西16丁目  
北4条西15丁目  
北4条西14丁目  
北4条西13丁目  
北4条西12丁目  
北4条西11丁目  
北4条西10丁目  
北4条西9丁目  
北4条西8丁目  
北4条西7丁目  
北4条西6丁目

北3条西18丁目  
北3条西17丁目  
北3条西16丁目  
北3条西15丁目  
北3条西14丁目  
北3条西13丁目  
北3条西12丁目  
北3条西11丁目  
北3条西10丁目  
北3条西9丁目  
北3条西8丁目  
北3条西7丁目  
北3条西6丁目

北2条西18丁目  
北2条西17丁目  
北2条西16丁目  
北2条西15丁目  
北2条西14丁目  
北2条西13丁目  
北2条西12丁目  
北2条西11丁目  
北2条西10丁目  
北2条西9丁目  
北2条西8丁目  
北2条西7丁目  
北2条西6丁目

北1条西18丁目  
北1条西17丁目  
北1条西16丁目  
北1条西15丁目  
北1条西14丁目  
北1条西13丁目  
北1条西12丁目  
北1条西11丁目  
北1条西10丁目  
北1条西9丁目  
北1条西8丁目  
北1条西7丁目  
北1条西6丁目

南1条西18丁目  
南1条西17丁目  
南1条西16丁目  
南1条西15丁目  
南1条西14丁目  
南1条西13丁目  
南1条西12丁目  
南1条西11丁目  
南1条西10丁目  
南1条西9丁目  
南1条西8丁目  
南1条西7丁目  
南1条西6丁目

南2条西18丁目  
南2条西17丁目  
南2条西16丁目  
南2条西15丁目  
南2条西14丁目  
南2条西13丁目  
南2条西12丁目  
南2条西11丁目  
南2条西10丁目  
南2条西9丁目  
南2条西8丁目  
南2条西7丁目  
南2条西6丁目

南3条西18丁目  
南3条西17丁目  
南3条西16丁目  
南3条西15丁目  
南3条西14丁目  
南3条西13丁目  
南3条西12丁目  
南3条西11丁目  
南3条西10丁目  
南3条西9丁目  
南3条西8丁目  
南3条西7丁目  
南3条西6丁目

南4条西18丁目  
南4条西17丁目  
南4条西16丁目  
南4条西15丁目  
南4条西14丁目  
南4条西13丁目  
南4条西12丁目  
南4条西11丁目  
南4条西10丁目  
南4条西9丁目  
南4条西8丁目  
南4条西7丁目  
南4条西6丁目

南5条西18丁目  
南5条西17丁目  
南5条西16丁目  
南5条西15丁目  
南5条西14丁目  
南5条西13丁目  
南5条西12丁目  
南5条西11丁目  
南5条西10丁目  
南5条西9丁目  
南5条西8丁目  
南5条西7丁目  
南5条西6丁目

南6条西18丁目  
南6条西17丁目  
南6条西16丁目  
南6条西15丁目  
南6条西14丁目  
南6条西13丁目  
南6条西12丁目  
南6条西11丁目  
南6条西10丁目  
南6条西9丁目  
南6条西8丁目  
南6条西7丁目  
南6条西6丁目

南7条西18丁目  
南7条西17丁目  
南7条西16丁目  
南7条西15丁目  
南7条西14丁目  
南7条西13丁目  
南7条西12丁目  
南7条西11丁目  
南7条西10丁目  
南7条西9丁目  
南7条西8丁目  
南7条西7丁目  
南7条西6丁目

南8条西18丁目  
南8条西17丁目  
南8条西16丁目  
南8条西15丁目  
南8条西14丁目  
南8条西13丁目  
南8条西12丁目  
南8条西11丁目  
南8条西10丁目  
南8条西9丁目  
南8条西8丁目  
南8条西7丁目  
南8条西6丁目

南9条西18丁目  
南9条西17丁目  
南9条西16丁目  
南9条西15丁目  
南9条西14丁目  
南9条西13丁目  
南9条西12丁目  
南9条西11丁目  
南9条西10丁目  
南9条西9丁目  
南9条西8丁目  
南9条西7丁目  
南9条西6丁目

南10条西18丁目  
南10条西17丁目  
南10条西16丁目  
南10条西15丁目  
南10条西14丁目  
南10条西13丁目  
南10条西12丁目  
南10条西11丁目  
南10条西10丁目  
南10条西9丁目  
南10条西8丁目  
南10条西7丁目  
南10条西6丁目

南11条西18丁目  
南11条西17丁目  
南11条西16丁目  
南11条西15丁目  
南11条西14丁目  
南11条西13丁目  
南11条西12丁目  
南11条西11丁目  
南11条西10丁目  
南11条西9丁目  
南11条西8丁目  
南11条西7丁目  
南11条西6丁目

南12条西18丁目  
南12条西17丁目  
南12条西16丁目  
南12条西15丁目  
南12条西14丁目  
南12条西13丁目  
南12条西12丁目  
南12条西11丁目  
南12条西10丁目  
南12条西9丁目  
南12条西8丁目  
南12条西7丁目  
南12条西6丁目

南13条西18丁目  
南13条西17丁目  
南13条西16丁目  
南13条西15丁目  
南13条西14丁目  
南13条西13丁目  
南13条西12丁目  
南13条西11丁目  
南13条西10丁目  
南13条西9丁目  
南13条西8丁目  
南13条西7丁目  
南13条西6丁目

南14条西18丁目  
南14条西17丁目  
南14条西16丁目  
南14条西15丁目  
南14条西14丁目  
南14条西13丁目  
南14条西12丁目  
南14条西11丁目  
南14条西10丁目  
南14条西9丁目  
南14条西8丁目  
南14条西7丁目  
南14条西6丁目

南15条西18丁目  
南15条西17丁目  
南15条西16丁目  
南15条西15丁目  
南15条西14丁目  
南15条西13丁目  
南15条西12丁目  
南15条西11丁目  
南15条西10丁目  
南15条西9丁目  
南15条西8丁目  
南15条西7丁目  
南15条西6丁目

南16条西18丁目  
南16条西17丁目  
南16条西16丁目  
南16条西15丁目  
南16条西14丁目  
南16条西13丁目  
南16条西12丁目  
南16条西11丁目  
南16条西10丁目  
南16条西9丁目  
南16条西8丁目  
南16条西7丁目  
南16条西6丁目

南17条西18丁目  
南17条西17丁目  
南17条西16丁目  
南17条西15丁目  
南17条西14丁目  
南17条西13丁目  
南17条西12丁目  
南17条西11丁目  
南17条西10丁目  
南17条西9丁目  
南17条西8丁目  
南17条西7丁目  
南17条西6丁目

南18条西18丁目  
南18条西17丁目  
南18条西16丁目  
南18条西15丁目  
南18条西14丁目  
南18条西13丁目  
南18条西12丁目  
南18条西11丁目  
南18条西10丁目  
南18条西9丁目  
南18条西8丁目  
南18条西7丁目  
南18条西6丁目

南19条西18丁目  
南19条西17丁目  
南19条西16丁目  
南19条西15丁目  
南19条西14丁目  
南19条西13丁目  
南19条西12丁目  
南19条西11丁目  
南19条西10丁目  
南19条西9丁目  
南19条西8丁目  
南19条西7丁目  
南19条西6丁目

北5条西5丁目

北5条西4丁目

北5条西3丁目

北5条西2丁目

北5条西1丁目

北5条西0丁目

北5条西-1丁目

北5条西-2丁目

北5条西-3丁目

北5条西-4丁目

北5条西-5丁目

北5条西-6丁目

北5条西-7丁目

北5条西-8丁目

北5条西-9丁目

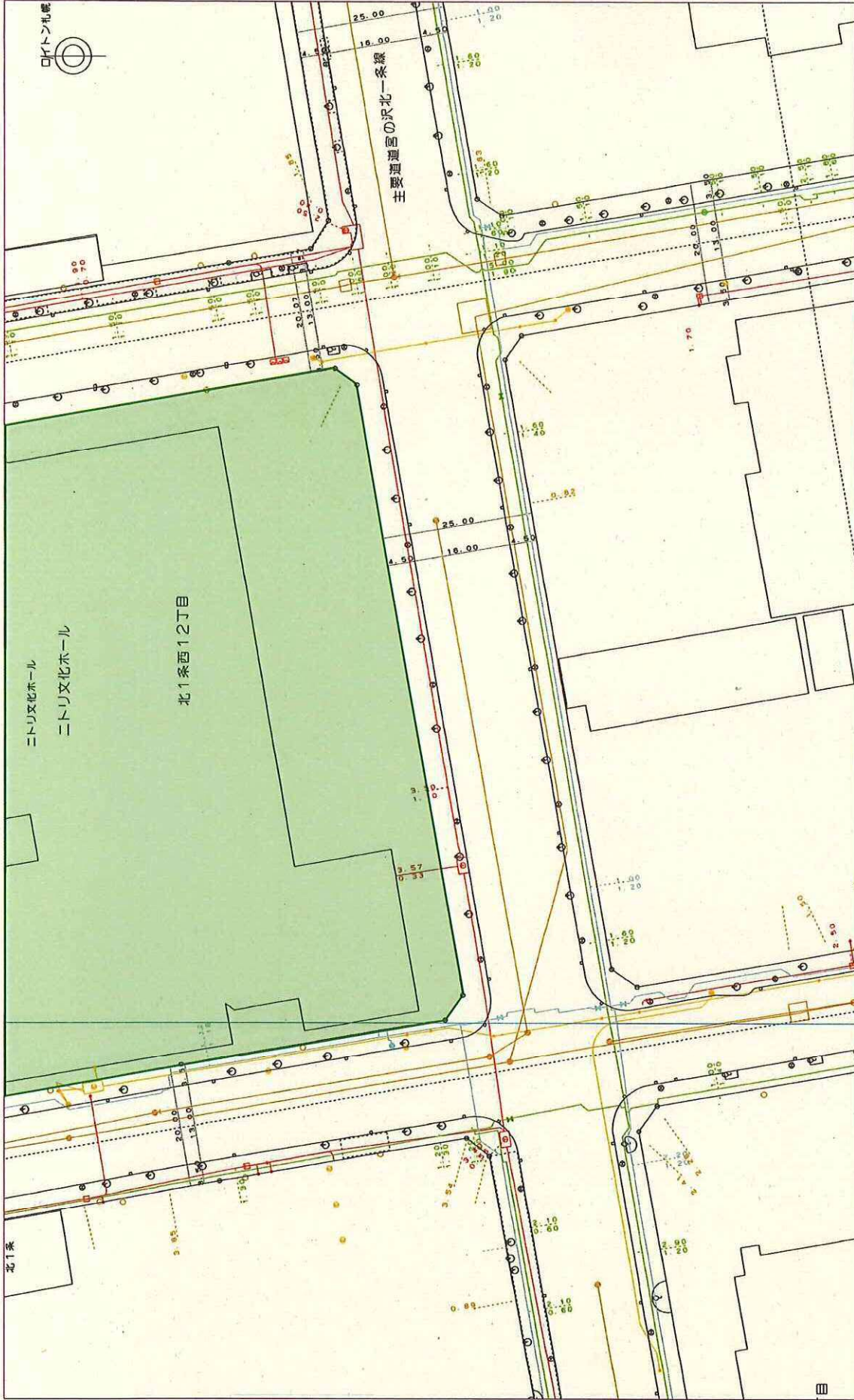
掘削規制道路調査

中央区

整理番号	事業者主体	企業番号	工事箇所名 道路名(路線名・通称名) 自 区 町 丁目 番地 至	工事方法	舗装箇所 復旧箇所	舗装延長	舗装完了 年 月	車掘削規制 年月(年数)	歩掘削規制 年月(年数)	特 記 事 項
	R工事	304002	主要道路札幌停車場線 中央区 北1条西 3 中央区 北3条西 3	切削 オパレイ		車 400	2/7	6/3(3)		
	R工事	304003	大通北線 中央区 大通西 4 中央区 大通西 10	切削 オパレイ		車 860	2/7	6/3(3)		
	R工事	304004	西6丁目線 北区 北9条西 6 中央区 北3条西 3	切削 オパレイ		車 440	2/7	6/3(3)		
	R工事	305030	西4丁目線 中央区 南4条西 3 中央区 南9条西 4	切削 オパレイ			2/7	6/3(3)		
	R工事	305190	大通南線 中央区 大通西 4 中央区 大通西 10	切削 オパレイ			2/7	6/3(3)		
	R工事	306001	主要道路札幌環状線 中央区 南19条西 12 中央区 南19条西 9	開削	全 面	歩 684 車 265	2/5	8/3(5)	3/3(5)	
	R工事	306012	北大通断線 北区 北22条西 13 北区 北20条西 13	切削 オパレイ	全 面	車 767	2/7	6/3(3)	6/3(3)	
	R工事	361120	南2条線 中央区 南2条西 3 中央区 南2条西 3	アスコン 点字プロ		歩 100 車 100	28/12	4/3(5)	4/3(5)	
	R工事	361130	南3条線 中央区 南4条西 13 中央区 南4条西 13	アスコン 点字プロ		歩 60 車 60	28/11	4/3(5)	4/3(5)	
	R工事	361180	西7丁目線 中央区 南2条西 7 中央区 南2条西 8	開削 セメコン 点字プロ		歩 310 車 310	28/12	4/3(5)	4/3(5)	
	R工事	361280	主要市道真駒内環状線 中央区 南15条西 1	オパレイ 切削		車 229	28/12	4/3(5)		
	R工事	361290	南14条中央線 中央区 南15条西 1	オパレイ 切削		車 69	28/12	4/3(5)		
	R工事	362010	主要道路宮の沢北一条線 中央区 北1条西 14 中央区 北1条西 11	点字プロ オパレイ		歩 480 車 480	29/1	4/3(5)	4/3(5)	
	R工事	362060	主要市道旭山公園米里線 中央区 南9条西 4 中央区 南9条西 4	オパレイ 点字プロ 特殊舗装		歩 50 車 50	28/12	4/3(5)	4/3(5)	
	R工事	362140	主要市道旭山公園米里線 中央区 南9条西 7 中央区 南9条西 5	開削 アスコン		歩 220 車 220	29/2	4/3(5)	4/3(5)	



縮尺:1/605



図面番号: 691815 — 691911

通信	□	管径(mm)	条数	列数	段数	延長(m)	電力	□	管径(mm)	条数	列数	段数	延長(m)
ガス	○	圧力	管径(mm)	延長(m)	上水	○	管径(mm)	延長(m)	下水(上段)	□	構造	種	高(mm)
下水(下段)	□	深さ(m)	下水(下段)	□	深さ(m)	地下鉄	□	名称					

0 40m